

事業者用太陽光発電・蓄電池設備導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、太陽光発電設備等の導入を支援し、価格高騰への対策を促すとともに、脱炭素経営を支援するため、予算の範囲内で、事業者用太陽光・蓄電池導入補助金（以下、「補助金」という。）を交付するにあたり、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語は下記による。

- (1) PPA 補助対象設備の所有者が、当該設備を自己の負担により市内事業所に導入し、発電した電力を当該事業所を有する中小企業者等販売する契約
- (2) リース 補助対象設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である中小企業者等に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約
- (3) リース等 PPAまたはリースにより補助対象設備を設置するもの
- (4) 事業所等 本店、支店もしくは営業所等。ただし共同住宅、長屋、個人事業主の住宅部及び住宅兼用の事業所部分を除く。
- (5) 中小企業者等 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業等経営強化法（平成11年号外法律第69号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - ウ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
 - オ その他市長が適当であると認める者
- (6) 発電出力 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方（kW、小数点以下切り捨て）
- (7) 蓄電容量 蓄電池の初期実効容量（kWh、小数点以下を切り捨て）

(補助対象設備等)

第3条 本補助金の対象となる補助対象設備及び要件は、別表1に定める。

2 補助対象経費、補助率、上限額は、別表2に定める。

(申請・交付の条件)

第4条 補助事業の申請にあたって、次の各号に掲げる事項を条件とする。

- (1) 市内の住所が確認できる事業所等で事業を実施する中小企業者等であること。
- (2) 申請時点で従業員を雇用していること。
- (3) 補助対象設備を新たに設けること（一部既存品を利用する場合（増設）や、既存の大

陽光発電設備や蓄電池を撤去して更新する場合は対象外とする)、また整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること(中古設備は交付対象外とする)。

- (4) 本市の市税を完納していること。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないものであること(リース等による導入の場合で、リース等契約先法人が違う場合を除く)。
- (6) 国の補助制度による補助金(新潟県等による間接補助を含む)の交付を受ける工事でないこと。ただし、工事の目的及び費用が補助対象工事を明確に区分できる工事を除く。
- (7) 補助金の交付決定後に事業(契約行為も事業を含む。)に着手すること。
- (8) 補助事業者は、補助事業を実施するため、請負その他の契約をする場合、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の実施が困難な場合は、指名競争又は随意契約によることができる。
- (9) 補助事業に関するアンケート調査並びに市が行う脱炭素に資するため実施する取組みに協力し、市が補助事業の内容を公表することに同意すること。また、補助事業で実施したことを企業の広報紙などで広報すること。
- (10) 補助事業を行うにあたり、市内に本社、本店、支店、営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に補助対象設備の設置工事を発注すること。ただし、補助事業の実施が困難な場合はこれを除く。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(別記様式第1号)に別表3の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(補助金の実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業の完了後30日以内または交付決定年度の3月1日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第2号)に別表4に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合には、随時事業の経過の報告を求めることができる。

(財産の処分等の制限)

第7条 規則第20条に定める財産の処分の制限に係る期間(以下、法定耐用年数という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定めるところに

より、太陽光発電設備は17年、蓄電池設備は6年とする。

- 2 補助事業者は、やむを得ず前項に規定する期間管理することが困難となる場合、相続人等に引き続き善良なる管理者の注意をもって管理させるものとする。

(様式及び提出方法)

第8条 規則の規定による様式によりがたいものは、別途定める。

- 2 市長は、第5条、第6条及び規則に定める申請、実績報告等の提出方法を別に定めることができる。なお、電子申請による提出方法の場合は、各様式に準じた様式に代えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者に対してはこの限りでない。

別表1 (第3条関係)

| 補助対象設備 | 要件 |
|---------|---|
| 太陽光発電設備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本事業によって得られる環境価値が需要家に帰属すること。 2 再エネ特措法に基づく FIT 制度の認定または FIP 制度の認定を取得しないこと。 3 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。 4 その他売電を行わないこと（自家消費に限る） 5 導入する太陽光発電設備で発電する年間電力量の50%以上を設置施設で消費すること。 6 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。 7 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に次の①～⑩を遵守していることを確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①周辺住民に十分配慮して事業を実施する。 ②関係法令に従い土地開発等を行う。 ③防災、環境保全、景観保全を考慮する。計画途中で問題が生じた場合も、適切な対策を講じる。 ④設備を複数の設備に分割していない。 ⑤20kW以上の太陽光発電設備にあって容易に立入りができる場合、柵などを設ける。 ⑥発電設備の完成図書を作成し適切に管理保存する。 ⑦適切な保守点検、維持管理を行う。 ⑧廃棄・処分の際は関係法令を遵守する。 ⑨10kW以上の太陽光発電設備の場合、廃棄計画を立て適切な廃棄・リサイクルを行う。 ⑩10kW以上の太陽光発電設備の場合、保険等に入るよう努める。 8 PPAの場合、PPA事業者に交付金を交付する。交付された金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。 9 リースの場合、リース事業者に交付金を交付する。交付された金額相当分がリース料から控除されたものであり、かつ法定耐用年数満了期間まで使用することが分かる書類の写しを提出すること。 リース期間が法定耐用年数より短い場合は所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 10 法定耐用年数期間、補助事業による環境価値の認定、登録や売却を行わないこと。 |
| 蓄電池設備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 リチウムイオン蓄電池であって、新設または既設の太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時に充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 2 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 3 法定耐用年数期間満了まで、需給調整市場や容量市場（以下、DR市場という。）に参加しないこと。 4 20kWh以上の場合、新潟市火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 |

| | |
|--|--|
| | <p>5 20kWh 未満の場合、蓄電システム部安全基準が JISC4412-1 または JISC4412-2 に準拠したものであるか、または一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「ZEH 化等支援事業」の補助対象機器であること。</p> <p>6 P P A の場合、P P A 事業者に交付金を交付する。交付された金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。</p> <p>7 リースの場合、リース事業者に交付金を交付する。交付された金額相当分がリース料から控除されたものであり、かつ法定耐用年数満了期間まで使用することが分かる書類の写しを提出すること。</p> <p>リース期間が法定耐用年数より短い場合は所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより財産の処分の制限に係る期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> |
|--|--|

別表 2 (第 3 条関係)

| 補助対象設備 | 補助対象経費 (※) | 補助率 | 上限額 |
|------------------------|---|--------------|---|
| 太陽光 発電設備 (自家消費型) | 太陽光パネル、パワーコンディショナー、取付基礎や架台、工事費、20kW を超える場合のフェンス類 (消費税及び地方消費税を除く) | 5 万円×発電出力 kW | 500 万円 ただし補助対象 経費以内に限る |
| 蓄電池 設備 | 蓄電池本体、蓄電池用パワーコンディショナー、取付基礎や架台、工事費 (消費税及び地方消費税を除く) | 補助対象経費×1/3 | 上限 16 万円/kwh ×1/3 (税抜・千円未満 切捨) |

※いずれも交付要件を満たす範囲に限る。また以下は補助対象経費外とする。

- (1) 設備設置に係る一定範囲以上の防水工事改修、土工事
- (2) 設備設置に係る建築躯体工事 (躯体による基礎含む)
- (3) 設備設置に係る撤去、移設工事 (アンテナ撤去、室外機の移動など)
- (4) 一般送配電事業者への接続申請費用や負担金
- (5) 廃棄物処分費

別表3（第5条関係）

交付申請添付書類

| 区分 | 添付書類 | 確認欄 |
|-----------------|--|----------------------------|
| 共通 | 設置場所の案内図 | <input type="checkbox"/> |
| | 納税証明書（新潟市制度用。申請月の1か月前以降に発行されたもの） | <input type="checkbox"/> |
| | 補助対象設備を設置する事業所等が、市内の本店、支店、営業所であることが分かる書類（登記簿謄本等。申請年度に発行されたもの） | <input type="checkbox"/> |
| | 補助対象経費計算書 | <input type="checkbox"/> |
| | 見積書の写し（補助対象経費が分かるようにしたもの） | <input type="checkbox"/> |
| | 各種契約にあたり、競争入札を行ったことが分かる書類 （入札見積書の写し、入札公告・落札結果など） ※申請時に未実施の場合は実績報告時に提出すること 注意：契約行為は交付決定後まで行わないこと | <input type="checkbox"/> ※ |
| | 賃金台帳（任意の従業員1名分の申請月か前月の賃金台帳、氏名等は黒塗り可） | <input type="checkbox"/> |
| | 暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書及び名簿 | <input type="checkbox"/> |
| 太陽光 発電 設備 | 設備図面及び性能がわかる下記の書類 ・平面図（設置場所、パネル枚数、パワコン台数が分かるもの。また、20kW以上の野立て太陽光についてはフェンス等で囲むことがわかるもの） ・パネル及びパワコンの発電量や型番が分かる書類（仕様書またはカタログ） ・系統図（逆電力継電器RPRや相当品が分かるもの） | <input type="checkbox"/> |
| | パネルの安全性に関する第三者認証（JET、TUV等）の取得が分かる書類 | <input type="checkbox"/> |
| | 架台、基礎及びパワコンの耐震計算書（JISC8955-2017または建築設備耐震設計・施工指針2014年版に基づくもの。壁掛けパワコンについてはメーカー取付要領書） ・計算書の水平震度、積雪荷重、用途係数にマーカールをすること ※申請時に未実施の場合は下記提出予定時期を記載し、施工前に提出すること ※施工前に提出がない場合は、補助金は取消となるので注意すること。 提出予定時期：令和 年 月 日 | <input type="checkbox"/> ※ |
| | 推定発電量と消費予定電力量、電気料金削減額が分かる資料 （過去実績を根拠とし、年間を通し50%以上消費することが分かるものに限る） | <input type="checkbox"/> |
| | 【※リース等の場合】 ・設備導入経費及び補助金によるリース等料金削減額が確認できる書類 | <input type="checkbox"/> ※ |
| 蓄電池 設備 | 設備図面及び性能がわかる下記の書類 ・平面図等（設置場所がわかるもの） ・蓄電池の蓄電容量が分かる書類（仕様書またはカタログ） ・系統図（太陽光と接続すること分かるもの） | <input type="checkbox"/> |
| | 蓄電池の安全規格（JISC4412等）がわかる書類 | <input type="checkbox"/> |
| | 電気料金削減の方法がわかる書類（昼間発電電力の夜間放電、ピークシフトなど。ただしDR市場参加は補助対象外となるので注意すること。） | <input type="checkbox"/> |
| | 耐震計算書（建築設備耐震設計・施工指針2014年版に基づくもの。壁掛けパワコンについてはメーカー取付要領書） ・計算書の水平震度にマーカールをすること。 | <input type="checkbox"/> ※ |

| | | |
|-----|---|----------------------------|
| | <p>※申請時に未実施の場合は下記提出予定時期を記載し、施工前に提出すること</p> <p>※施工前に提出がない場合は、補助金は取消となるので注意すること。</p> <p>提出予定時期：令和 年 月 日</p> | |
| | <p>【※20kWh以上の蓄電池の場合】</p> <p>火災予防条例で定める安全基準を満たしていることがわかる書類</p> | <input type="checkbox"/> ※ |
| | <p>【※リース等の場合】</p> <p>・設備導入経費及び補助金によるリース等料金削減額が確認できる書類</p> | <input type="checkbox"/> ※ |
| | <p>【※蓄電池設備のみで申請する場合】</p> <p>既存の太陽光発電設備に接続することがわかる書類 (電力会社への連系申請書類など)</p> | <input type="checkbox"/> ※ |
| その他 | 市長が必要と認める書類 | <input type="checkbox"/> |

提出する書類の確認欄に✓を入れること。

別表4（第6条関係）

実績報告添付書類

| 区分 | 添付書類 | 確認欄 |
|-------------|---|----------------------------|
| 共通 | 補助金振込先の通帳の写し (金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、カナ名義が確認できるもの) | <input type="checkbox"/> |
| | 支払いの証拠となる書類(領収書等)の写し | <input type="checkbox"/> |
| | 工事請負契約書又は工事注文請書の写し (印紙があるもの。ただし電子契約書の場合は印紙不要) | <input type="checkbox"/> |
| | 新品であることを証明する書類 (出荷証明書や納品書、保証書の写し等。型番及び数量がわかるもの) | <input type="checkbox"/> |
| | 各種契約にあたり、競争入札を行ったことが分かる書類 ※申請時未提出の場合 | <input type="checkbox"/> ※ |
| | 【※工事費に変更があった場合】 ・補助対象経費計算書(変更後) ・内訳書(変更後) ・図面や仕様書等(変更後) | <input type="checkbox"/> ※ |
| 太陽光 発電設備 | 工事前、後の写真 ・太陽光パネルの設置前(屋根、屋上、地面等)、パネル設置後の写真 (パネル全体が写っていること。パネルが多い場合は複数枚での撮影可) ・パワコンの設置前、設置後の写真 ・パワコンの銘板写真(型番と品番がわかるもの、複数台ある場合はすべて) ・補助金実施の標識写真 ・20kW以上の太陽光であって、容易に人が触れる恐れがある場合、発電設備をフェンス等で囲んだことが分かる写真 | <input type="checkbox"/> |
| | 需給契約確認書等で「逆潮流なし」等が分かる書類 | <input type="checkbox"/> |
| | 架台・基礎、パワコンの耐震計算書(JISC8955-2017または建築設備耐震設計・施工指針2014年版に基づくもの。壁掛けパワコンについてはメーカー取付要領書) ・計算書の水平震度、積雪荷重、用途係数にマーカールをすること ※申請時未提出の場合。施工前に提出すること | <input type="checkbox"/> ※ |
| | 【※リース等の場合】 法定耐用年数期間満了以上継続的に使用することが分かる契約書の写し等 | <input type="checkbox"/> ※ |
| | 経済産業省の使用前自己確認制度に基づく届出写し ・「使用前自己確認結果届出」の控えや結果Web画面など | <input type="checkbox"/> |
| 蓄電池 設備 | 工事前、工事後の写真 ・蓄電池、パワコンの設置前、設置後の写真 ・蓄電池、パワコン銘板写真(型番と品番がわかるもの、複数台ある場合はすべて) ・補助金実施の標識写真 | <input type="checkbox"/> |
| | 耐震計算書(建築設備耐震設計・施工指針2014年版に基づくもの。壁掛けパワコンについてはメーカー取付要領書) ・計算書の水平震度にマーカールをすること ※申請時未提出の場合。施工前に提出すること | <input type="checkbox"/> ※ |

| | | |
|-----|--|----------------------------|
| | 【※20kWh 以上の蓄電池】 蓄電設備設置届出書の写し | <input type="checkbox"/> ※ |
| その他 | 市長が必要と認める書類 | <input type="checkbox"/> |

提出する書類の確認欄に✓を入れること。

(宛先) 新潟市長

申請者 千

住所 (法人は所在地)

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

事業者用太陽光発電・蓄電池設備導入支援補助金 交付申請書

標記補助金の交付を受けたいため、交付を申請します。

1 担当者の情報

| | | | |
|---------|--|--------|--|
| 担当者部署名 | | 担当者氏名 | |
| 担当者電話番号 | | E-mail | |

2 企業の情報

| | | |
|---------------------------|--|-------------|
| 資本金又は出資額 | | 円 |
| 従業員数 | | 名 |
| 業種(※)または法人格 ※日本産業分類による | | 業(大分類のみでよい) |

2 補助対象事業の種類と金額

| 申請設備に✓ | 補助メニュー | 補助対象経費 | 補助申請金額 |
|--------------------------|------------------------|--------|--------|
| <input type="checkbox"/> | 太陽光 発電設備 (自家消費型) | 円 | 円 |
| <input type="checkbox"/> | 蓄電池設備 | 円 | 円 |
| 合計 | | | 円 |

※補助対象経費計算書の、補助対象経費及び補助申請金額を各設備の欄に転記し、合計を計算すること。

別記様式第1号（第5条関係）（第二面）

3 補助事業の概要

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 補助対象事業 の事業所所在地 | 〒 新潟市 区 | |
| 補助対象事業の 事業所名 | | |
| 事業所の所有区分 | <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 | <input type="checkbox"/> PPA またはリース（太陽光・蓄電池） |
| 当該事業所に 申請する補助金 の容量等 | 太陽光 | パネル公称最大出力 kW |
| | 発電設備 | パワコン定格出力 kW |
| | 蓄電池設備 | 定格容量 kWh |
| 初期実行容量 kWh | | |
| 事業予定期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 実績報告書提出予定日：令和 年 月 日 | |

別記様式第1号（第5条関係）（第三面）

【貸付者等記入欄】

土地、建物など事業所の所有区分が「賃借」の場合、必ず貸付者が記入すること。

P P A やリースの場合も所有者、貸付者が記入すること。

貸付者が複数人の場合は行を追加して全員分を提出すること。

所有区分が「所有」の場合は提出不要

| | |
|---------|--|
| 貸付者等の承諾 | 私が申請者に貸付けている土地又は建物での事業内容を理解し、事業を実施することに承諾します。 令和 年 月 日 貸付者 住所 氏名 (署名又は記名押印) |
|---------|--|

別記様式第1号（第5条関係）（第四面）

交付要件の確認事項

要件を確認のうえ、全体（共通）及び申請する設備のチェック欄に✓を入れること。

| 項目 | 要件 | チェック欄 |
|----------------------------|--|--------------------------|
| 全体 (共通) | 要綱第4条の要件を満たします。 また別表1に掲げる交付要件を理解し、遵守いたします。 | <input type="checkbox"/> |
| | 1法人につき1つの補助申請のみ行います。 ※PPA・リースを除く。ただし設置先1法人の施設は1つまで | <input type="checkbox"/> |
| | 設置機器・システムはすべて新品です。 (システムの一部を再利用する場合や増設は補助金対象外) | <input type="checkbox"/> |
| | 本補助金以外に、国の予算による補助金の交付を受けません。 | <input type="checkbox"/> |
| | 事業にあたり各種契約を行う場合、競争入札等を行います。 | <input type="checkbox"/> |
| | 発電量、使用量などの実績データを市に提供することに同意します。 | <input type="checkbox"/> |
| | 補助対象経費には撤去費、一定以上の防水工事・土工事は含みません。 | <input type="checkbox"/> |
| | 補助対象経費には消費税、消費税仕入税額控除相当額を含みません。 | <input type="checkbox"/> |
| | 補助事業終了後、申請者のホームページや機関紙、広報誌に補助事業を実施した旨を掲載します。 | <input type="checkbox"/> |
| 太陽光 発電設備 (自家消費 型) | 耐震計算を行い設置、又はメーカー設置要領に則り施工します。 また、現場の施工前に耐震計算書等を提出します。提出しない場合、 補助金の交付決定が取り消されることに同意します。 | <input type="checkbox"/> |
| | FITやFIP制度の認定は受けません。 また自己託送や売電を行いません。 | <input type="checkbox"/> |
| 蓄電池設備 | 耐震計算を行い設置します。 また、現場の施工前に耐震計算書等を提出します。提出しない場合、 補助金の交付決定が取り消されることに同意します。 | <input type="checkbox"/> |
| | DR事業に参加しません | <input type="checkbox"/> |

添付書類

要綱別表3（交付申請添付書類）の一覧表及び必要書類を添付すること。

（宛先）新潟市長

申請者 千

住所（法人は所在地）

氏名（法人は名称及び代表者氏名）

事業者用太陽光発電・蓄電池設備導入補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け新環政第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業が完了したので、下記のとおり実績を報告します。

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 補助金の種類 交付決定を受けたものすべてに✓ | <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池設備 (自家消費型) | |
| 補助対象事業の事業所名 | | |
| 事業期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日 | |
| 事業費や補助額に係る 事業内容の変更 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（変更概要 ） | |
| 補助金の交付決定額 | 円 | |
| 補助金の実績額 | 円 | |
| 申請者 情報 | 担当部署 担当者 | |
| | 電話 | |
| | E-mail | |
| 振込先 (原則申請 者と同じ) | 金融機関名 | |
| | 支店名 | |
| | 預金種類 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 |
| | 口座番号 | |
| | 名義人カナ | |
| | 名義人 | |

添付書類

要綱別表4（実績報告添付書類）の一覧表及び必要書類を添付すること。